

山ノ内町公告第 4 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる建築物について、その所有者または管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 30 日

山ノ内町長

平澤 安



記

1 特定空家等の概要

所在 下高井郡山ノ内町大字平穩 4 5 6 6 番地、4 5 6 6 番地 2

種類	登記延床面積 (m^2)	構造
居宅	194.04	木造草葺 2 階建
倉庫	80.66	土蔵造瓦葺 2 階建
倉庫	91.56	土蔵造瓦葺 2 階建
物置	46.28	木造草葺平家建
水車場	17.19	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
鶏舎	13.22	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
居宅	59.59	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

2 所有者等が行うべき措置の内容

3 の期限までに当該特定空家等をすべて除却すること。

3 措置期限

令和 5 年 9 月 1 5 日

4 町長等による措置

所有者等が3の措置期限までに2の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、2の当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

- (1) 町長等が4の措置を行うときは、併せて特定空家等の内部及びその敷地内に残置されている動産等を撤去し、処分する。
- (2) 動産等の権利を主張しようとする者は、3の措置期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の間い合わせ先へ通知すること。

6 間い合わせ先

山ノ内町役場建設水道課計画監理係
電話 0269-33-3114